

和泊町地域福祉活動計画



2021年（令和3年）3月

社会福祉法人和泊町社会福祉協議会

はじめに

「ともに考え ともに語り ともに支え合うまち」をめざして

近年の少子高齢化や核家族化の進行などに伴い、単身世帯、夫婦のみの世帯、親と未婚の子のみの世帯の増加や地域における繋がり希薄化等から生じる人々の社会的孤立の問題、また経済的困窮など地域社会を取り巻く環境は大きく変化している中、和泊町社会福祉協議会は、地域住民や関係機関・団体と連携しながら、ボランティア活動の推進や高齢者や障害者等の見守り活動の支援、福祉サービス利用支援事業また生活困窮者自立支援事業等を実施し、一定の成果を上げてきました。

しかしながら、少子化や若者等の町外への流出からくる人口減少等の影響が福祉、教育、労働、住宅、資産等各分野に及ぶようになり、地域課題の多くが複雑多様化し、支援のあり方を従来の縦割り支援から一層、横断型、他機関連携型の「丸ごと」への意識転換をするとともに、地域住民を含む多様な主体が「我が事」として向き合い、「地域共生社会」実現へ取り組むことが求められています。

このたび、2021年（令和3年）度から5年間を計画期間とする「地域福祉活動計画」を策定しました。本計画は本会がこれまで実施してきた取り組みを示すとともに「地域共生社会」の実現に向け、町全体で取り組む課題を定め、課題解決に向けての地域住民、関係機関・団体及び本会の行動計画と目標を盛り込みました。

そして、本計画と和泊町が昨年策定した「和泊町地域福祉計画」と整合性を図ったうえで、地域住民や関係機関・団体、本会が連携し、本計画を推進して参ります。

結びに、本計画策定にあたり、ご審議いただきました地域福祉活動計画策定委員の皆さまを始め、すべての関係者の皆さまに厚くお礼申し上げますとともに、本計画の推進に町民の皆さまのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年（令和3年）3月

社会福祉法人和泊町社会福祉協議会 会長 前 幸 貴

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 計画の内容

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 行動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

【基本目標1】 地域をつなぐ仕組みをつくる

目指す姿：『1人でも安心して生活できる町づくり』

- (1) 地域包括支援体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 包括的な相談支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (3) 地域福祉を担う人材の確保・育成・・・・・・・・・・ 9

【基本目標2】 地域で支え合う仕組みをつくる

目指す姿：『となり近所のつながりを大切にする』

- (1) 住民主体の支え合いの地域づくり・・・・・・・・・・ 11
- (2) 「福祉の心」づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (3) ボランティア活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (4) 地域活動の参加者や担い手（リーダー）の確保・育成・・ 16
- (5) 健康・生きがいづくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

【基本目標3】 支援を必要とする人とつながる仕組みをつくる

目指す姿：『各字の体制強化』（子育て世代の分散）

- (1) 福祉サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (2) 生活支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- (3) 災害時の避難支援体制づくりの推進・・・・・・・・・・ 23
- (4) 権利擁護支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- (5) 生活の困難を抱えている人の自立支援・・・・・・・・ 27
- (6) 虐待の防止及び適切な対応の推進・・・・・・・・・・ 29
- (7) 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現・・ 30

第3章 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

第4章 参考資料

- 1 和泊町社会福祉協議会経営事業所ヒアリング・・・・・・・・ 32
- 2 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・ 34
策定委員名簿，理事・監事名簿，民生委員・児童委員名簿，事務局名簿
- 3 計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 4 用語説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は戦後間もない 1951 年（昭和 26 年）に社会福祉の基本的事項を定めた社会福祉事業法（現・社会福祉法）に基づいて、公的な性格を持つ民間の福祉団体として社会福祉法人化が進められていきました。

和泊町社会福祉協議会は、1974 年（昭和 49 年）に任意団体として設立され、1977 年（昭和 52 年）に社会福祉法人の認可を受けて、社会福祉法人和泊町社会福祉協議会（以下「町社協」）が誕生しました。

町社協は、社会の流れによって福祉を取り巻く状況が変化する中で、住民主体を原則として、ボランティア活動の推進、在宅福祉サービスの充実、権利擁護の推進、制度の狭間の課題への対応に取り組んできました。

今後も町社協は地域福祉の推進を担う中心的な組織として地域に根差した活動を展開していかなければなりません。しかしながら、地域の実情も変化し、住民が抱える困りごとは複数の要因が絡み合い一つの制度やサービスだけでの解決は困難な状況にあります。

そうした複雑な課題に対して、これまでの対象別、分野別の縦割り型の支援のあり方から、制度横断型、他機関連携型の「丸ごと」の意識へ転換するとともに、地域住民を含む多様な主体が「我が事」として向き合い、参加しながら課題の解決を図る「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進していきます。

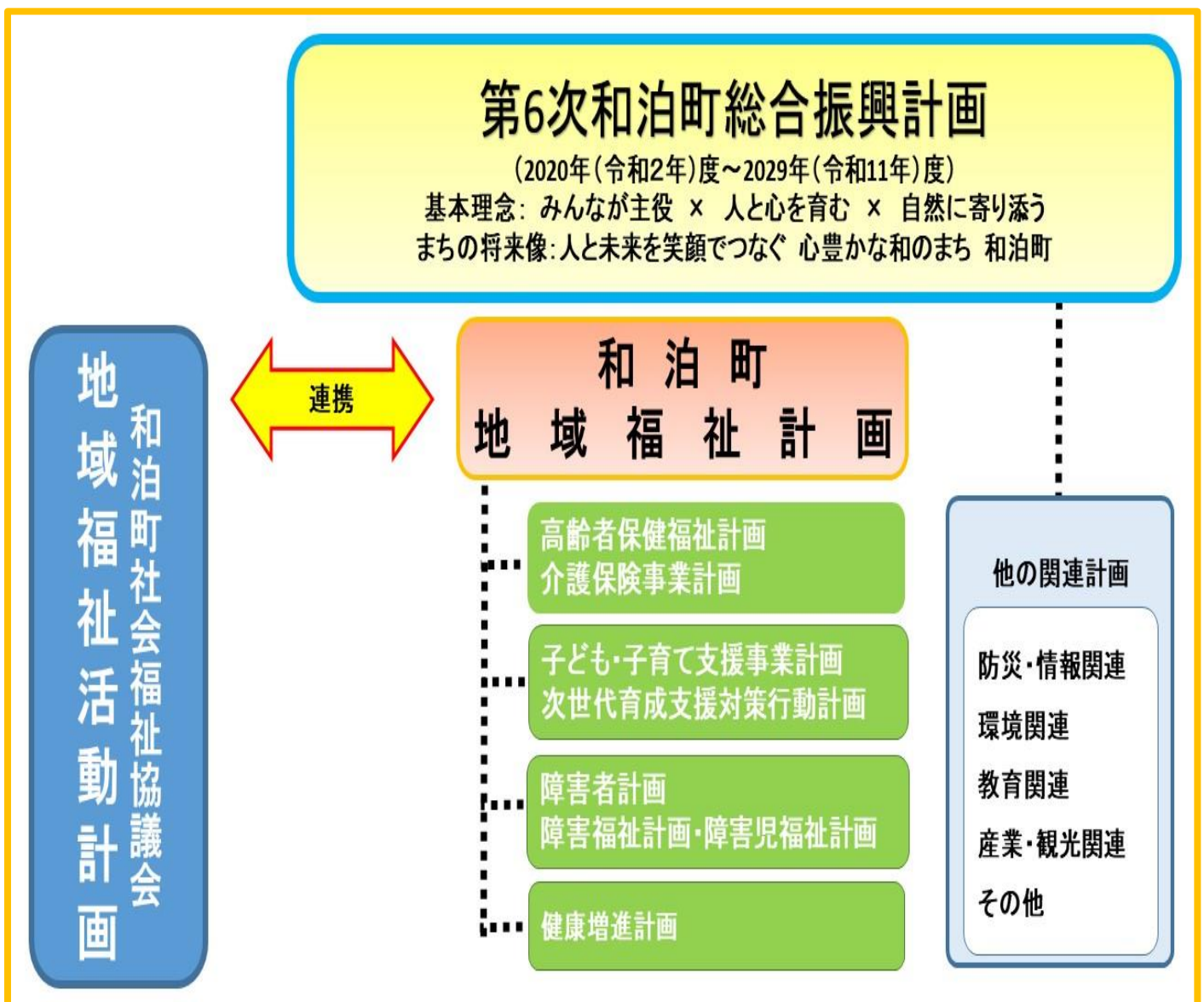
そこで、地域住民や関係機関・団体及び町社協が担う役割を再認識し、「地域共生社会」の実現を進めることを目的として、この和泊町地域福祉活動計画を策定します。

2 計画の位置づけ

和泊町が策定する「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に位置付けられ、和泊町の地域福祉を総合的に推進する理念を明らかにし、高齢者や障害者、子ども・子育て、健康などの個別福祉計画の上位計画に位置付けられる計画であり、2020年（令和2年）3月「和泊町地域福祉計画」が策定されました。

一方、「地域福祉活動計画」は、民間組織である町社協が「地域住民」「地域で社会福祉活動を行う者」「社会福祉事業を経営する者」との協働で社会福祉法第109条に基づき策定する地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画として位置づけられ、「地域福祉計画」との整合性を図る内容となります。

地域福祉活動計画と地域福祉計画との関係図



3 計画の期間

本計画の期間は、2021年（令和3年）度から2025年（令和7年）度までの5年間とします。

各計画	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度
地域福祉活動計画	策定	←→				
地域福祉計画	←→					
高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画		←→				
子ども・子育て支援事業計画	←→					
次世代育成支援対策行動計画	←→					
障害者計画 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画		←→				
第3次健康わどまり21 健康増進計画	← 2018年（平成30年）度～ →					



第2章 計画の内容

1 基本理念

【基本理念】

**ともに考え
ともに語り
ともに支え合うまち**

- 住民主体とした多様な関係機関・団体の参加・協働による地域づくりの推進
- 地域住民や各種団体などの幅広い活動主体の支援やネットワークの構築

2 基本目標

【基本目標1】
地域をつなぐ
仕組みをつくる

【基本目標2】
地域で支え合う
仕組みを作る

【基本目標3】
支援を必要とする人と
つながる仕組みをつくる

※本計画は、「和泊町地域福祉計画」と整合性を図り作成を行うことから、「基本理念」「基本目標」、「行動目標」については共有化を図ります。

3 行動計画

【基本目標1】地域をつなぐ仕組みをつくる

目指す姿：『1人でも安心して生活できる町づくり』

行動目標：①地域の1人1人の高齢者を大事にしよう
②見守る目を増やそう

(1) 地域包括支援体制の確立

【社会福祉協議会の取り組み】

- ①抜け漏れのない実態把握事業（町受託事業）
 - 救急医療情報キット被交付者宅訪問支援の実施（情報変更等の把握と相談援助）
- ②生活課題検討・調整事業
 - 見守りサポーターを対象とした支え合い会議の開催（調査報告・対象者の再検討・課題検討など）
 - 地域課題の把握と解決に向けた取り組みの推進（かごしまおもいやりネットワーク事業との連携）

【課題】

- ①多様化する地域生活課題に対しての解決方法が少ないこと
- ②生活課題に対して、身近な方への相談体制の広報拡充

【社会福祉協議会の行動計画】

- ①多様化する地域生活課題に対して、地域住民がともに協力し解決できる体制づくりの推進と支援体制の充実を図ります。
- ②行政機関、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、福祉事業を営む者、地域で福祉活動を行う者・団体（以下「関係機関・団体」という。）と連携し、地域生活課題への解決を支援します。
- ③広報活動を強化し、相談窓口や生活支援の情報を広く住民に伝えます。

【地域住民の行動計画】

- ①「助けて」と言える環境と顔の見える関係づくりに努めます。
- ②隣近所で声をかけあい、地域行事へ積極的に参加して、孤立の解消に努めます。

【関係機関・団体の行動計画】

- ①積極的な活動などの広報啓発活動を実施します。
- ②緊急通報体制等整備事業の適切な実施を行います。

【重点目標・目標値】

重点目標		目標値	
		前期 (令和3～4年度)	後期 (令和5～7年度)
社 協	身近な相談窓口として, 地域住民に周知される。(区長会 等)	啓発活動・活動支援 年9回	啓発活動・活動支援 年15回
地域住民	常会等で地域生活課題について話し合うことができる。	年6回	年12回
関係機関 団 体	地域住民のニーズを把握し, 見守りサポーター等と情報共有する体制ができる	年2回	年3回



(2) 包括的な相談支援体制の整備

【社会福祉協議会の取り組み】

- ①地域支援活性化事業（町受託事業）
 - 総合相談窓口の設置（24時間電話対応） ※携帯電話の有効活用
- ②救急医療情報キット交付事業
 - 救急医療情報キットの交付・更新及び運用方法の確認と助言指導
 - 訪問支援（アウトリーチ）による効果的な事業の推進
- ③生活困窮者自立支援事業の実施。（県受託事業）
 - 総合相談窓口の設置による電話相談・面接相談・訪問相談・支援の実施
 - 適切なアセスメント・スクリーニング及びプラン策定による継続的な支援の実施
 - 社会活動や就労訓練の場の開発と確保（受入事業所の登録促進）
 - ハローワーク及び無料職業紹介事業者との連携による雇用の場の確保
 - 路上生活者，病气患者，障害者等の把握と日常生活維持に必要な（医療，住まい，食事，日用品等）な支援及び空き部屋等の活用できる社会資源の開拓
 - 家計表，キャッシュフロー表の活用家計管理に関する支援
 - 小学校区単位の学習の場の確保及び学習見守りサポーターの登録・あっ旋

【課題】

- ①相談窓口に関する広報活動の強化による相談窓口の充実
- ②悩みを抱え込み，状況が深刻な状況になって相談すること

【社会福祉協議会の行動計画】

- ①沖永良部くらし・しごとサポートセンターの役割について，地域住民への周知を図り，地域生活課題に向けた支援をします。
- ②多様化する地域生活課題について，関係機関や町内にあるさまざまな社会資源を活用し，支援を必要とする方へ，共に考える「伴走型の支援」に努めます。
- ③子どもから高齢者，障害児・者を対象とするサービス提供事業所の相談窓口と連携するとともに，必要に応じた支援をします。

【地域住民の行動計画】

- ①身近な方の「困っている」「困っているかも」に気づき，関係機関へ相談します。

【関係機関・団体の行動計画】

- ①専門的な知識をもって，相談者への的確なアドバイスをします。
- ②相談内容に応じて，分野をこえた地域課題の共有を図る場への参画をします。

【重点目標・目標値】

重点目標		目標値	
		前期 (令和3~4年度)	後期 (令和5~7年度)
社 協	訪問支援の促進や総合相談窓口の広報強化ができる。	訪問支援200回	訪問支援220回
地域住民	相談窓口を把握し、気軽に相談することができる。	相談件数30件	相談件数40件
関係機関 団 体	連絡会を活用した情報共有を行い、適切な対応ができる。 救急医療情報キット更新作業	年12回	年12回



<救急医療情報キット（あんしんキット）>

【交付対象者】

- 65歳以上のひとり暮らしの者
- 65歳以上のみの世帯に属する者
- 次のいずれかに該当する者
 - ア 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
 - イ 療育手帳の交付を受けている者
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている者
- 上記に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

【保管容器に入れるもの】

- 救急情報シート(既往歴・緊急連絡先・主治医などの情報)
- 健康保険証(写し)
- 診察券(写し)
- 薬剤情報提供書(写し)

(3) 地域福祉を担う人材の確保・育成

【社会福祉協議会の取り組み】

- ①福祉・介護等人材養成及び資質向上に向けた事業の実施
 - 地域ニーズに応じた研修事業の企画・実施
 - 鹿児島県社会福祉協議会等が実施する研修事業への申請
 - 和泊町・知名町役場、介護保険施設・事業所等との連携強化
- ②将来的な福祉人材の育成支援（自主事業）
 - 保育士及び介護職員、相談援助職等の各種実習受け入れの推進
 - 児童・生徒による福祉現場体験等の受け入れの推進
- ③民間事業者の活用による人材養成事業（自主事業）
 - 介護福祉士実務者研修開催の支援
 - 介護福祉士実習指導者講習会への協力

【課題】

- ①地域福祉を担う人材の確保・育成
- ②地域福祉活動の取り組みに関する研修の充実

【社会福祉協議会の行動計画】

- ①民生委員児童委員を中心に、見守りサポーターとともに地域で実施する「見守り活動」への支援として、年2回の研修会の実施、地域で開催する支え合い会議開催の支援をします。

【地域住民の行動計画】

- ①様々な団体などが開催する研修会や講演会などへ積極的に参加します。
- ②認知症に関する理解を深めます。

【関係機関・団体の行動計画】

- ①福祉・介護事業者連絡会を設置します。
- ②社会福祉士・精神保健福祉士介護実習施設等の確保に努め、実習者の支援をします。
- ③保育士・介護職・幼稚園教諭の確保・育成に努めます。
- ④その他、福祉に関する研修会や講演会を開催します。

【重点目標・目標値】

重点目標		目標値	
		前期 (令和3～4年度)	後期 (令和5～7年度)
社 協	民生委員や見守りサポーターが、充実した見守り活動ができる。	活動支援 年44回	活動支援 年50回
地域住民	地域福祉に関心を持ち、地域の活動に積極的に参加することができる。	見守りサポーター 登録者数130名	見守りサポーター 登録者数150名
関係機関 団 体	福祉・介護事業者連絡会を設置し、慢性的な福祉人材不足を解消等の課題解決することができる。 (部会の設置)	年2回	年4回



【基本目標2】地域で支え合う仕組みをつくる

目指す姿：『となり近所のつながりを大切にする』

- 行動目標：①各字の現状や課題を把握し、声掛けを気づきに変える。
②小組合の中で見守り担当や防災担当を決めるなど既存の組織を活かす。
③高齢者と子どもがふれ合う仕組みづくり

(1) 住民主体の支え合いの地域づくり

【社会福祉協議会の取り組み】

①抜け漏れのない支援実施事業

○見守り活動支援の推進

- ◇各字区長や消防団員等との連携による見守り活動の充実
- ◇見守りサポーターの登録・活動支援
- ◇地域支え合いマップ作成支援（対象者の把握）

○人材の養成と活動の充実強化

- ◇くらし安心ネットワーク研修会の開催（5月：基礎編，10月：実践編）
- ◇地区民生委員・児童委員との協働による事業推進
- ◇支え合い会議（21集落：年2回）への参画と支援
- ◇見守り活動に関する地域住民への広報啓発（1月見守り活動強化月間）
- ◇地域支え合い活動推進会議への参画と連携
- ◇地域包括支援センター，地域見守りネットワーク連絡会協力事業所との連携

○地域見守りネットワーク連絡会活動の充実強化と拡充，警察署との連携

- ◇地域見守りネットワーク連絡会の開催（7月・2月）
- ◇LPG見守りサービスの普及活動支援

【課題】

- ①地域内での人間関係の希薄化や関りの減少

【社会福祉協議会の行動計画】

- ①すべての住民が住み慣れた地域で安心して生活できるまちを実現するために抜け漏れのない見守り活動の推進と見守りネットワークの充実を図ります。
- ◆各集落における支え合い会議を開催（年2回）します。
 - ◆見守りネットワーク連絡会の開催と協力事業所の増強に努めます。

【地域住民の行動計画】

- ①「気に掛ける」から始める見守り活動に努めます。
②見守りサポーターとして，要配慮者の見守りに努めます。

【関係機関・団体の行動計画】

- ①見守りネットワーク連絡会への登録及び活動へ協力します。
- ②認知症サポーター養成講座を開催し、地域住民の認知症サポーターを増やし、地域での認知症の方の支援に努めます。
- ③高齢者と子どものスポーツを通じたふれあいを深めます。
- ④食の自立支援事業等配食事業を通して、高齢者の安否確認をします。

【重点目標・目標値】

重点目標		目標値	
		前期 (令和3～4年度)	後期 (令和5～7年度)
社 協	地域住民や企業や団体とともに地域の見守り活動を充実することができる。	協力事業所 14→20事業所	協力事業所 20→25事業所
地域住民	①見守りサポーター及び②認知症サポーターの登録者数を増やし、安全な地域づくりができる。	①登録者数130名 ②登録者数100名	①登録者数150名 ②登録者数130名
関係機関 団 体	見守りネットワーク連絡会へ協力し、協力事業所内での情報共有することで、地域住民に安心と安全を提供できる。	連絡会・研修会 年3回	連絡会・研修会 年4回



< くらし安心ネットワーク研修会の様子 >

(2)「福祉の心」づくり

【社会福祉協議会の取り組み】

- ①福祉教育の推進
- ②赤い羽根共同募金運動への積極的な取り組み
 - ◇募金運動への協力及び啓発強化（戸別募金）
 - ◇各種イベント等における広報活動の強化
 - ◇新たな協力企業の開拓（法人募金）
- 歳末たすけあい街頭募金の啓発・実施
- ③日赤和泊町分区事業の実施
 - 社員増強運動への協力及び啓発活動の強化
 - 赤十字奉仕団研修会（救急法等講習会，災害非常食炊出し訓練）の開催
 - 赤十字奉仕団活動への協力支援
 - 献血運動への協力（花苗の配布）及び啓発活動
 - 青少年赤十字加盟校の支援及び加盟推進活動

【課題】

- ①福祉に関わる機会や触れる場所の拡充
- ②災害ボランティアセンターの役割の周知

【社会福祉協議会の行動計画】

- ①ふれあいいいききサロン（以下「サロン」という。）の拡充
- ②福祉教育の推進

【地域住民の行動計画】

- ①互いの得意を活かしてサロン活動に参加・協力します。
- ②赤い羽根共同募金活動や日本赤十字活動に積極的に参加，協力します。

【関係機関・団体の行動計画】

- ①福祉に関する事業所の専門性を活かし，ボランティアスクールなどへの協力
- ②食生活改善グループと協力し，サロン活動の充実を図ります。
- ③サロン活動や赤い羽根共同募金活動や日本赤十字社資増費運動を支援します。

【重点目標・目標値】

重点目標		目標値	
		前期 (令和3～4年度)	後期 (令和5～7年度)
社協	サロン活動の拡充ができる。(活動・立上げ支援・介護予防サポーター等の養成)	年27回	年27回
地域住民	定期的にいいききサロンを開催し，高齢者の活動の場が増える。	サロン数15か所 活動回数 年6回	サロン数21か所 活動回数 年12回
関係機関 団体	地域のサロンと協力し，活動内容を充実することができる。	年2回	年4回

(3) ボランティア活動の促進

【社会福祉協議会の取り組み】

- ①ボランティアセンター運営事業の実施（補助事業）
 - ボランティア意識の啓発と育成
 - ボランティア活動ニーズの開拓と推進
 - 長期展望に立脚した福祉教育の実践
- ②緊急時ボランティア活動への対応と対策
 - 災害ボランティアセンターの体制整備と機能強化
 - ◇災害時における社協機能の理解と職員の役割の確認
 - 町・消防団等との連携による避難訓練の企画実施
 - 社協職員に対する災害ボランティアセンター設置運用訓練等に関する事前研修の開催（6月）
 - 災害ボランティアの募集・登録・研修・被災世帯等の支援
- ③各種ボランティア団体への支援体制の強化
 - NPO法人等連絡協議会への参加協力
 - ボランティア団体に対する助言・指導、情報提供、各種器材等貸出

【課題】

- ① ボランティアに対するイメージ（経済的・時間的に余裕のある方）への偏見が強く、ボランティア活動参加への躊躇していること

【社会福祉協議会の行動計画】

- ①ボランティア意識の啓発と育成や活動の場の提供として、ボランティア活動ニーズの開拓と推進及び各種ボランティア団体への支援体制の強化に努めます。
- ②ボランティア協力校指定及び連絡会の開催をします。
6小中学校のボランティア担当教諭との情報共有の場として連絡会を開催(年1回)します。
- ③児童生徒のふれあいボランティア活動事業を活用し、児童生徒のボランティアに関する意識を高めるための取り組みを実施します。
- ④ボランティアスクール及び福祉体験事前講話を実施します。
- ⑤町の実施する防災訓練へ参画します。
 - 炊き出し訓練を実施します。
 - 災害ボランティアセンターの役割説明をし、地域住民へ周知します。
- ⑥各集落の長寿会や地域包括支援センターが実施する介護予防教室などで、サロンの立上げ支援や、サロンへの活動支援を実施し、サロン活動の拡充に努めます。
- ⑦住民主体による地域福祉活動への支援（各種貸出用備品等の整備）をします。

【地域住民の行動計画】

- ①町が実施する防災訓練へ参加します。
- ②集落で実施するボランティア活動への積極的に参加します。
- ③清掃活動以外の活動(福祉施設への訪問・脳の健康教室など)へ積極的に参加します。

【関係機関・団体の行動計画】

- ①様々なイベント等での、ボランティアの活用に努めます。
- ②ボランティア活動者にさまざまな支援を行い、活動者の増加に努めます。

【重点目標・目標値】

重点目標		目標値	
		前期 (令和3～4年度)	後期 (令和5～7年度)
社 協	①福祉体験や講座を開催し、ボランティア・福祉に関する知識を深めることができる。	福祉体験 年20回 養成講座等 2回	福祉体験 年30回 養成講座等 2回
	②ボランティア保険の加入促進を行い、安心してボランティア活動ができる。	加入者500名	加入者550名
地域住民	さまざまなボランティアに参加し、生きがいづくりや地域に貢献することができる。	年5回	年8回
関係機関 団 体	ボランティアを活用して、イベントを充実することができる。	ボランティア 幹旋件数 5件	ボランティア 幹旋件数 5件



(4) 地域活動の参加者や担い手（リーダー）の確保・育成

【社会福祉協議会の取り組み】

- ①生活支援サービス事業の実施（自主事業）
 - 生活支援サービス「あぐネット」の活動支援（登録・調査・派遣調整）
 - 生活支援サービスに関する調査の実施
 - 人材養成と確保・質の向上
 - ◇生活支援サポーター講座及び懇談会の開催
 - 普及・啓発活動の推進（会員通信の発行と会員募集チラシ等の作成・配布）

【課題】

- ①組織の会員，また地域活動参加者とリーダーの確保，育成

【社会福祉協議会の行動計画】

- ①地域における高齢者などへの生活支援として実施している「生活支援サービスあぐネット」について，広報活動や地域の支援ニーズと活動のマッチングを行います。
- ②協力会員の養成及び協力会員とともにサービスの開発を図ります。

【地域住民の行動計画】

- ①ちょっとした空いた時間を有効活用したボランティア活動に参加します。
- ②ボランティア活動に参加し，新たなつながりをつくれます。
- ③長寿クラブ連合会，地域女性連絡協議会，母子寡婦福祉会，身体障害者福祉協会，遺族会等の団体会員として会員間の交流と親睦を深めます。

【関係機関・団体の行動計画】

- ①事業所で実施する社会貢献活動等の広報に努めます。
- ②会員の増強運動の支援，また勧誘に努めます。
- ③組織のリーダー研修会を開催します。

【重点目標・目標値】

重点目標		目標値	
		前期 (令和3～4年度)	後期 (令和5～7年度)
社協	生活支援サービスの充実ができる。	年間活動件数 100件 活動支援 8回	年間活動件数 120件 活動支援 10回
地域住民	積極的に研修・講習会へ参加し，地域のボランティア活動に参加する。	年3回	年5回
関係機関 団体	社会資源手帳を活用し，地域住民への情報提供や社会貢献活動が充実できる。	年5回	年8回

(5) 健康・生きがいづくり

【社会福祉協議会の取り組み】

- ①住民参加型まちづくり普及啓発事業
 - ふれあい・いきいきサロンの普及促進
 - ◇サロン立ち上げに関する相談・支援と普及促進
 - ◇ふれあい・いきいきサロン交流研修会の開催（2月）
 - ふれあいいきいきサロン活動支援（情報提供・備品貸出・助言）
 - 介護予防拠点施設「スマイル館 にゃーとう」の利用促進
 - シニアはつらつ教室の実施

【課題】

- ①サロン等会合での自分の役割や活動のワンパターン化
- ②集落内で活かせる資源や取り組みの研究

【社会福祉協議会の行動計画】

- ①地域で自主的に活動しているサロンの活動支援を行います。
- ②地域の特性や新たな福祉ニーズ（生活課題等）を的確に把握します。
- ③地域の潜在的資源等を有効活用し、特色のある地域福祉活動を推進します。
- ④介護予防・日常生活支援総合事業に取り組み、高齢者の健康増進に努めます。

【地域住民の行動計画】

- ①高齢者元気度アップ・ポイント事業を活用し、対象となる活動へ積極的に参加する。
- ②ウォーキングや体操など、身近でできる運動を行います。
- ③海洋療法施設タラソを利用し、健康維持に努めます。
- ④介護予防・日常生活支援総合事業に積極的に参加します。

【関係機関・団体の行動計画】

- ①地域包括支援センターが実施する高齢者元気度アップ・ポイント事業の普及啓発に努めます。
- ②介護予防拠点施設「ガジュマル館」の利用促進を図ります。
- ③シルバー人材センターの会員を増やし、高齢者の知恵と技術を活かした就労を拡充し、高齢者の生きがいづくりに努めます。
- ④各福祉団体の活動を活発化し、会員の健康・生きがいづくりに努めます。
- ⑤介護予防・日常生活支援総合事業に取り組み、高齢者の健康増進に努めます。

【重点目標・目標値】

重点目標		目標値	
		前期 (令和3～4年度)	後期 (令和5～7年度)
社 協	①高齢者等の集う場へ積極的に参加し、ニーズを把握することができる。 ②介護予防事業の充実ができる。	①年25回 ②年150回	①年30回 ②年150回
地域住民	グループポイントを活用し、地域内での活動を充実することができる。	5グループ	10グループ
関係機関 団 体	高齢者元気度アップ・ポイント事業を活用し、生きがいづくりができる。	どうくさ手帳 交付数500名	どうくさ手帳 交付数530名



【基本目標3】 支援を必要とする人とつながる 仕組みをつくる

目指す姿：『各字の体制強化』（子育て世代の分散）

行動目標：①日頃から、ご近所であいさつや声掛けをする。
②各団体、行事等について話し合おう。

（1）福祉サービスの充実

【社会福祉協議会の取り組み】

①社会福祉協議会が経営、提供する福祉サービス

○地域福祉（各字区長や民生委員・児童委員との連携強化）

◇地域福祉推進事業，生活困窮者自立支援事業，ボランティアセンター運営
福祉サービス利用支援事業，共同募金配分事業，生活福祉資金貸付事業
生活支援・介護予防体制整備事業 他

○高齢者福祉

◇居宅介護支援事業所，通所介護事業所，認知症対応型通所介護事業所（ていだ
ぬ花），訪問介護事業所，小規模多機能ホームぐすく

○障害者福祉

◇特定・障害児相談支援事業所，居宅介護事業所，障害者就労支援施設さねん
基準該当生活介護事業所，地域活動支援センター，短期入所，同行援護，福祉
有償運送

○児童福祉

◇わどまり保育園，子ども療育センターのびのび，一時預かり事業

②各種福祉団体活動への協力・支援（自主事業）※自主運営に向けた移行支援の実施

○身体障害者福祉協会・手をつなぐ育成会事務局の運営

○母子寡婦福祉会事務局の運営

○遺族会事務局の運営

③各種福祉団体活動への協力と連携

○長寿クラブ連合会

○地域女性連絡協議会

○その他の福祉団体

【課題】

①福祉団体の会員の確保（高齢化・周知不足）

②福祉サービスに関する広報の充実

③障害福祉施設の整備

【社会福祉協議会の行動計画】

- ①障害福祉サービス事業所等との連携による活動の促進と活性化を支援します。
- ②利用者（児）やその家族の抱える課題の解決や適切かつ有効なサービスが利用できるよう支援します。
- ③福祉団体の自主活動への支援をします。
- ④自主運営する団体の把握と必要に応じた活動支援をします。

【地域住民の行動計画】

- ①各字（地域）の中で、情報を共有できるように、常会をはじめ育成会、婦人会、長寿会などへ積極的に参加します。
- ②さまざまな福祉団体やその活動に興味関心を持ち、活動へ参加します。

【関係機関・団体の行動計画】

- ①福祉団体会員増強の普及活動促進を図ります。
- ②福祉サービスの充実を図ります。
 - 高齢者福祉サービス事業
 - ◇居宅介護支援事業，通所介護事業，地域包括支援センター，訪問介護事業
福祉用具貸与事業，共同生活介護事業，特別養護老人ホーム，老人保健施設
有料老人ホーム，訪問入浴介護，通所リハビリテーション，訪問看護，短期
入所生活介護，短期入所療養介護，生活支援型ホームヘルプサービス事業
 - 障害福祉サービス事業
 - ◇障害児通所支援事業，放課後デイサービス事業，生活介護事業，短期入所事業
障害者福祉施設の整備
 - 児童福祉サービス事業
 - ◇こども園，病後児保育事業，地域子育て支援センター，子育て世代包括支援
センター，ファミリーサポートセンター，学童保育
- ③子育てに関するさまざまなサービス事業についての広報を強化し、地域住民への情報の周知に努めます。

【重点目標・目標値】

重点目標		目標値	
		前期 (令和3～4年度)	後期 (令和5～7年度)
社 協	社協経営事業所及び他事業所によるサービスの周知ができる。		
地域住民	町内にある福祉サービスを理解し、適切に活用することができる。		
関係機関 団 体	各種団体の広報啓発を実施し、会員増加により、活動が充実できる。	会員数前年比 10%増加	会員数前年比 15%増加

(2) 生活支援体制の整備

【社会福祉協議会の取り組み】

- ①生活支援・介護予防体制整備事業の実施（町受託事業）
 - サービス提供主体等の関係者のネットワークの構築
 - 地域の支援ニーズと活動のマッチング
 - 社会資源手帳の作成と配布
 - 地域の福祉人材バンクの登録推進
 - 協議体との連携強化
- ②福祉機器リサイクル事業の実施（自主事業）
- ③祭壇貸付事業の実施。（自主事業）
 - 祭壇の無償貸出及び保守管理（器具等の修繕・取替等）
- ④民生委員・児童委員活動への協力と連携強化
 - 民生委員・児童委員協議会定例会への参加による情報の共有化

【課題】

- ①高齢者・障害者・児童に関する具体的なニーズ（困りごと）把握
- ②活用できる地域資源把握
- ③生活支援サービスの広報拡充

【社会福祉協議会の行動計画】

- ①生活支援コーディネーターとして、地域の高齢者のニーズと地域資源の状況を把握したうえで、地域における高齢者への生活支援の取組を総合的に支援・調整します。
- ②社会資源手帳の普及と集落での福祉や得意分野を活かした人材の把握に努めます。

【地域住民の行動計画】

- ①社会福祉協議会などへ、ニーズの情報提供を行います。
- ②関係機関・団体などへ、ニーズの情報提供を行います。

【関係機関・団体の行動計画】

- ①地域生活課題の解決に、事業所や業種の垣根を越え、生活支援の取り組みに参加できる体制づくりをします。
- ②生活支援サービス事業の拡充に努めるとともに、その広報活動を活発にし、生活支援が必要な住民に届くように努めます。

【重点目標・目標値】

重点目標		目標値	
		前期 (令和 3～4 年度)	後期 (令和 5～7 年度)
社 協	地域住民や関係機関等の取り組みを把握し、地域に情報提供できる。		
地域住民	気軽に相談ができ、円滑な支援を受けることで、安心して生活が送ることができる。		
関係機関 団 体	さまざまな事業所と関わりながら、地域に貢献することができる。		



(3) 災害時の避難支援体制づくりの推進

【社会福祉協議会の取り組み】

- ①災害時要配慮者情報の把握
- ②赤い羽根共同募金委員会事業の推進
 - 災害発生時の義援金募集の啓発及び募金活動に係る事務処理
- ③日赤和泊町分区事業の推進
 - 赤十字奉仕団研修会（救急法等講習会、災害非常食炊出し訓練）の開催
 - 赤十字奉仕団活動への協力支援
 - 災害救援物資の保守管理及び迅速な配布

【課題】

- ①災害ボランティアセンターの役割などの広報

【社会福祉協議会の行動計画】

- ①関係機関やボランティア団体等と連携し、災害ボランティアセンター設置・運用訓練の実施及び災害ボランティアセンターの運用に向けた社協職員への研修を行います。
- ②災害発生時に関係機関と連携し、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受け入れ調整等を行います。
- ③大規模災害発生時、大島地区社会福祉協議会災害時相互応援協定により、近隣市町村社会福祉協議会と連携を図ります。
- ④被災世帯への見舞金品等支給を実施します。
火災や風水害等により被災された世帯に対して、鹿児島県共同募金会と連携し、見舞金の支給や日本赤十字社鹿児島県支部と連携し、支援物資の整備配布を行います。
- ⑤大規模災害時の支援に備え、地域での避難訓練（非常時炊き出し訓練）を支援します。

【地域住民の行動計画】

- ①普段から家族内での、避難場所や避難時の持ち出し物、備蓄品等の準備・確認をします。
- ②地域での避難訓練（非常時炊き出し訓練）の参加を積極的にします。

【関係機関・団体の行動計画】

- ①事業所で定期的に防災訓練を実施します。
- ②「防災の日」に字を主体とした防災訓練を実施し、災害に備えます。

【重点目標・目標値】

重点目標		目標値	
		前期 (令和3～4年度)	後期 (令和5～7年度)
社 協	災害ボランティアセンターの役割を理解することができる。	災害ボランティア登録者数30名	災害ボランティア登録者数50名
地域住民	災害時に備えて、避難所の確認や備蓄品の整備について、家族や近隣での話し合いができる。	年3回	年3回
関係機関 団 体	町民への防災意識の高揚を図り、町民に安全を提供できる。	年1回	年1回



(4) 権利擁護支援の充実

【社会福祉協議会の取り組み】

- ①福祉サービス利用支援事業の実施（県社協受託事業）
 - 高齢者及び障害者等の権利擁護及び日常生活支援に関する相談援助及び適正な契約手続き等の推進
 - 専門員・利用支援員の資質の向上と人材の養成
 - ◇専門員・利用支援員（一般利用支援員の養成）研修の開催及び派遣の実施
- ②成年後見事業の実施。（自主事業）
 - 成年後見，任意後見に関する相談援助及び申立手続きの支援
 - 法人後見事務の受任
 - ◇専門員・支援員会議の開催（月1回）
 - ◇後見事務報告及び報酬付与申立事務等の円滑化（年1回）
 - ◇市町村申立事案の積極的な受任の推進
 - ◇市民後見人養成講座等への支援
 - 総合的な支援体制の強化と啓発活動の推進
 - ◇家庭裁判所，県社会福祉協議会等の関係機関との連携強化
 - ◇関係機関・団体の会合等を活用した啓発活動（制度説明等）の推進

【課題】

- ①権利擁護思想の普及・啓発
- ②島内に子供がいない，身近に相談できる方もいないことで，適切なサービス利用や金銭管理，役場等の手続きの不慣れ
- ③Iターンの方に身近な頼れる方の不在

【社会福祉協議会の行動計画】

- ①権利擁護思想の普及・啓発や成年後見制度の啓発を推進し，安心して地域で生活できるよう支援に努めます。
- ②福祉サービス利用支援事業の啓発を推進し，高齢者や障害のある方で自らの判断能力に不安のある方で，金銭管理や福祉サービス利用の契約手続きが困難な方に対する支援を行います。
- ③誰もが安心して生活できるまちづくりのため，住民の日常生活のあらゆる相談に応じ，適切な助言指導を行い，住民の福祉増進を図ります。

【地域住民の行動計画】

- ①日常生活の中で，困っている相談があった場合に，区長や民生委員・児童委員，人権擁護委員等へつなぎ，関係機関へ適宜相談ができる体制をつくり，抱え込まない環境を整えます。

【関係機関・団体の行動計画】

- ①成年後見制度利用促進基本計画に基づいた，中核機関としての役割を担います。
- ②権利擁護支援に関する教室等を開催し，権利擁護思想の普及に努めます。

【重点目標・目標値】

重点目標		目標値	
		前期 (令和3～4年度)	後期 (令和5～7年度)
社 協	権利擁護思想の普及・啓発や成年後見制度の啓発を推進し、相談に応じて、適切な支援ができる。	福祉サービス利用支援 契約件数 50件 法人後見 受任件数 3件	福祉サービス利用支援 契約件数 55件 法人後見 受任件数 3件
地域住民	権利擁護のサービスを活用し、安心して生活を送ることができる。		
関係機関 団 体	相談に応じて、適切な支援ができる。		



(5) 生活の困難を抱えている人の自立支援

【社会福祉協議会の取り組み】

- ①生活困窮者自立支援事業の推進（県受託事業）
 - 生活困窮者の早期把握・支援
 - 相談支援の実施
 - 和泊町生活困窮者自立支援事業連絡会議の開催
- ②生活福祉資金貸付事業の実施（県社協受託事業）
 - 地区民生委員・児童委員等を通じた啓発及び説明会の実施
 - 調査委員会の開催及び調査委員研修の実施
 - 生活困窮者自立支援事業等との連携
- ③法外援護資金貸付事業の実施（自主事業）
 - 生活困窮者自立支援法に基づく、対象者の把握と相談援助
 - 貸付・償還事務及び継続的な支援体制の整備
- ④無料職業紹介事業の実施（自主事業）
 - 求人及び求職（生活困窮者自立支援法に定める生活困窮者）の申込受付・登録
 - 求人者と求職者との間における雇用関係のあっ旋
 - 事業の啓発促進と関係団体との連携による求人者の開拓
 - 生活困窮者自立支援機関等との連携強化
- ⑤かごしまおもいやりネットワーク事業の実施（自主事業）
 - コミュニティーワーカーの設置（兼務）と計画的な研修への参加
 - 社会福祉法人等連絡会の組織化（参加法人との連携）と開催
 - 地域課題等の把握と課題解決に向けた公益的取り組みの実施

【課題】

- ①継続就労
- ②計画的な家計の管理

【社会福祉協議会の行動計画】

- ①相談者からの相談内容によって、関係機関との連携を図ります。
- ②法外援護資金貸付事業、生活福祉資金貸付事業、かごしまおもいやりネットワーク事業の活用をし、自立した生活の再建に向け、適切な判断のもと支援できるよう努めます。
- ③家計改善支援事業や就労準備支援事業の活用をします。
- ④無料職業紹介所における協力事業所の登録や就職先の斡旋をします。

【地域住民の取り組み】

- ①多様化する相談について、関係機関へつなぎます。
- ②生活困難者を排除せず、自分の事として一緒にその自立支援を考えます。

【関係機関・団体の取り組み】

- ①定期的な連絡会への参加をし、情報共有及び適切な支援について努めます。
- ②生活困窮者自立支援事業や生活保護制度等の普及・啓発に努め、生活困窮者の自立支援に努めます。
- ③日々の食事の確保に困っている方々に、「生活困窮者に対する食事提供の協力に関する協定」に基づき、食事の提供を行い、生活困窮者の一次生活支援につなぎます。

【重点目標・目標値】

重点目標		目標値	
		前期 (令和3～4年度)	後期 (令和5～7年度)
社 協	①継続的な就労が行えるよう支援することができる。 ②計画的な家計の管理が行えるよう支援することができる。	①就労斡旋件数 5件 ②家計改善支援数 10件	①就労斡旋件数 10件 ②家計改善支援数 10件
地域住民	安心して相談支援が受けられ、継続的な就労や計画的な家計管理ができ、安定した生活を送ることができる。	相談件数 5件	相談件数 10件
関係機関 団 体	生活困窮者等への理解を深め、生活支援や就労支援ができる。	職業訓練受入事業所 10事業所	職業訓練受入事業所 15事業所



(6) 虐待の防止及び適切な対応の推進

【社会福祉協議会の取り組み】

- ①高齢者・障害者・児童に関するサービス事業所間の情報共有
- ②福祉サービス利用支援事業の推進による経済的虐待の防止
- ③見守り活動による、情報共有

【課題】

- ①虐待と思われたときの、相談先等の情報周知
- ②虐待の通知先の周知

【社会福祉協議会の行動計画】

- ①要配慮者が住み慣れた地域の中で、孤立することなく、安心してその人らしい生活を送れるよう、抜け漏れのないよう実態把握を行い、支え合い推進員を主体とした支え合い会議を実施し、情報共有を図りながら相互に協力しあう活動を行います。
- ②子ども療育センターが実施する「親子の集い（年1回）」において、障害児を持つ保護者を対象に情報交換の場を提供します。
- ③認知症型通所介護事業所「ていだぬ花」が実施する「家族の会」での情報交換の場を提供します。
- ④ERABUサンサンテレビなどを活用し、子育てや介護・障害についての情報提供や介護技術を紹介します。

【地域住民の行動計画】

- ①日頃の生活の中で、虐待かもと思った時は、児童相談所、役場保健センター、地域包括支援センター等の関係機関へつなぎます。
- ②住民間の付き合いを大切に、お互いに相談できる関係を築きます。

【関係機関・団体の行動計画】

- ①高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待、配偶者暴力の防止と養護者の支援に努めるとともに、虐待防止思想と人権思想の普及啓発、相談窓口の周知に努めます。
- ②相談があった場合に、的確な支援に向けて、早めの対応をします。

【重点目標・目標値】

重点目標		目標値	
		前期 (令和3～4年度)	後期 (令和5～7年度)
社協	広報啓発や関連事業所との連携により、虐待を未然防止することができる。		
地域住民	地域に気になる方がいたときには、関係機関につなぐことができる。		
関係機関 団体	相談があった場合に、適切に対処できるよう職員内でも周知できる。		

(7) 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

【社会福祉協議会の取り組み】

- ①高齢者・障害者・児童に関するサービス事業所間の情報共有
- ②福祉サービス利用支援事業の推進による相談支援
- ③見守り活動による、情報共有

【課題】

- ①悩みを抱えている方の把握
- ②安心して相談できる支援員及び相談場所の確保

【社会福祉協議会の行動計画】

- ①地域住民の生活での困りごとへの相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて訪問支援（アウトリーチ）の実施や関係機関へつなぎます。
- ②園庭開放。（居場所づくり）
子育て中の親子が気軽に集い、子どもと一緒に遊ぶ中で友達づくりや、子育ての悩み相談や情報交換ができるよう、親子で楽しく過ごせる場を提供します。

【地域住民の行動計画】

- ①町が開催するゲートキーパーの養成のための研修に参加します。
- ②心身等の不調（うつ）に関する正しい知識を学びます。
- ③一人で悩まず、身近な人や病院、保健所、役場、自殺防止に取り組んでいる関係機関・団体に相談します。

【関係機関・団体の行動計画】

- ①地域のネットワークと連携して支援体制づくりを行います。
関係機関：役場保健福祉課，保健センター，地域包括支援センター，教育委員会
沖永良部地区自殺対策連絡会

【重点目標・目標値】

重点目標		目標値	
		前期 (令和3～4年度)	後期 (令和5～7年度)
社 協	適切な助言と訪問支援により、未然に防ぐことができる。		
地域住民	一人で悩みを抱えこむことなく相談できる。		
関係機関 団 体	広報啓発と情報共有を行い、未然に防ぐことができる。		

第3章 計画の推進

本計画を円滑に推進していくために、理事監事を委員とする地域福祉活動計画評価委員を設けて、計画の前期（令和3～4年度）、後期（令和5～7年度）で事業の実施状況等を評価し、目標に対する進捗状況を把握、検証し、評議員会、「社協だより」、「社協ホームページ」等で公表を行いながら適切な遂行管理及び法人運営を行っていきます。

第4章 参考資料

1 和泊町社会福祉協議会経営事業所ヒアリング

Q 障害者（児）相談支援事業について

（特定・障害児相談支援事業所）

- サービス利用支援，継続サービス利用支援事業，障害児支援利用援助，継続障害児支援利用援助の実施。
- 課題として，相談件数全てをこなすこと，精神や発達障害を持つ方への支援について難しさがある。（登録：障害児79名，障害者42名）
- 現状として2名体制で居宅介護支援事業所を兼務している状況で，要介護，障害者・児への対応にきめ細やかな支援を心掛けているが，対応が困難になってきている。
- 計画・相談以外の相談件数の増加。
 - ①島外在住の方からの相談。
 - ②施設を探してほしい。
 - ③島内での就職斡旋・要望など。

Q 障害者虐待の防止・対応について

（子ども療育センターのびのび）

- ポスターの掲示やチラシ配布の協力。
- 利用児又はその家族，利用時以外又はその家族について見守りの必要性があると情報が入った場合，感じた場合に保健センターと連携をとっている。

（障害者就労支援施設さねん）

- 意見箱の設置をし，2年目。4件の意見投稿あり。他利用者からの声掛けによりモチベーションが下がった。などの意見あり。
- 適宜，「はっぴい」との連携（情報共有）を行い，対象者への支援方法を見直し実施。
- 月1回程度，徳之島病院との情報交換や精神に障害を持つ方への支援方法のアドバイスをもらっている。

Q 障害者支援に関するサービスの充実について

（障害者就労支援施設さねん）

- サービス提供体制の充実については，現在定員20名（最大利用25名/日）。職員研修として，精神に障害を持つ方（てんかんを含む）への対応DVDを購入し，職員間での利用者支援に対する対応の統一化を図り，本人の意向を引き出す手段として「かるた」を使用するなどの工夫を行っている。また，利用者に対し嗜好調査を実施（食事提供に関する満足度を上げる）。
- A型の登録検討。能力が高い方に対して，現行のB型のみでは，就労の意欲を高めることが難しい。
- 現在，身体障害，知的障害，精神障害を持つ方々が1つの建物内で作業を行っているが，精神に障害を持つ方々への理解が他利用者から得られず，不満が募っている状況の改善を検討する必要がある。

- 地域福祉計画の中に、障害者の入所施設が島内にないことに対しての意見があったが、グループホーム設立についても、今後必要がある。

Q 関係機関のネットワークづくりについて

(子ども療育センターのびのび)

- 保健福祉課に子育てについての相談があった際に、相談内容によって「療育センターのびのびの見学を勧めました。」と、対応依頼の連絡が入り、見学受け入れをしている。また、保健センター主催の『親子ふれあい教室』に参加協力をしている。
- 特定・障害児相談支援事業所と連携をとりながら、必要なサービスにつなげられるよう支援を行っている。相談や見学の積極的な受け入れを実施している。

Q 児童虐待防止対策の充実について

(わどまり保育園)

- 日々の保育において子供の健康状態を把握しながら、身体等に前日と変わった様子がないか確認をしている。子供の小さな変化や保護者の様子に気づき、相談などを受けた場合は必要に応じて関係機関との連携を図っている。

Q 園庭開放（居場所づくり）について

(わどまり保育園)

- 保護者見守りの下、園庭での遊びを園児たちと一緒に楽しんでもらっている。要望に応じて育児相談を実施している。
- 園庭利用前には、誓約書の説明をして署名していただいている。

2 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 社会福祉法人和泊町社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、和泊町地域福祉計画に基づく、地域福祉活動計画策定に向けた協議を推進するため、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、協議・決定する。

- (1) 地域の状況把握に関すること
- (2) 地域福祉活動計画の策定に関すること
- (3) その他、計画策定に必要な事項

(組 織 等)

第3条 委員会の委員は、本会会長及び評議員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とし、委員の再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長には本会会長を、副委員長には本会行政代表評議員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、議長は、その都度委員の互選とする。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 会議は、必要に応じて、評議員会に代えることができるものとする。

(部 会)

第6条 委員会は専門的な見地から研究・分析を行うことを目的として、部会を設置することができる。

- 2 部会について、必要な事項は、委員長が別に定める。

(報 酬 等)

第7条 委員の報酬は、本会役員等報酬規程の規定に基づき、その都度支給する。ただし、第5条第3項に該当する場合は、支給しないものとする。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、本会事務局（管理課、地域福祉課及びその他関連する事業所）において処理する。

(そ の 他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、その都度、会議において決定する。

附 則

この要綱は、令和 2年 6月 1日から施行する。

策定委員名簿

氏名	選出母体（役職）	備考
伊集院 周 克	和泊町区長会（上手々知名字区長）	
林 一 孝	和泊町区長会（西原字区長）	
榮 和 宏	和泊町区長会（玉城字区長）	
亘 和 也	和泊町区長会（仁志字区長）	
島 富 栄	J Aあまみ和泊事業本部（本部長）	
南 好 二	和泊町商工会（副会長）	
葉 棚 美津乃	地域女性連絡協議会（会長）	
安 徳 建 二	ボランティア活動団体 （NPO法人心音代表）	
本 部 忠 孝	民生委員児童委員協議会（代表）	
島 田 香代子	和泊町老人クラブ連合会（代表）	
村 田 行 夫	和泊町身体障害者福祉協会（会長）	
外 山 恵美子	和泊町母子寡婦福祉会（会長）	
佐々木 よし子	保護司会（代表）	
福 山 肇	和泊町遺族会（会長）	
玉 野 憲 治	和泊町（町民支援課長）	副委員長
前 幸 貴	社会福祉法人和泊町社会福祉協議会（会長）	委員長

※委員長を除いて、全員評議員。

理事・監事名簿

令和3年3月1日現在

氏名	選出母体（役職）	備考
前 幸 貴	有識者	理事
宗 武 彦	和泊町教育委員会（教育委員）	//
先 山 安 孝	和泊町区長会（会長）	//
上 原 英 二	社会福祉事業経営者 （ヘルパーステーションうえはら代表）	//
本 部 玲 子	有識者	//
武 吉 治	有識者	//
大 吉 聰 美	和泊町（保健福祉課長）	//
川 平 健 勇	会社等経理経験者	監事
池 下 満	行政経験者	//

民生委員・児童委員及び主任児童委員名簿

令和3年3月1日現在

氏 名	担当地区	備 考
本部 忠孝	和泊字（北）	
瀬川 光雄	和泊字（南）	
和田 敏昭	和字	
佐藤 秀子	手々知名字	
伊集院ふみえ	上手々知名字	
伊東 範江	喜美留字	
山下 純子	出花字	
赤理 美智枝	伊延字	
永吉 由美子	畦布字	
石原 純子	国頭字（東部）	
池畑 由美子	国頭字（西部）	
名越 厚子	西原字	
平山 良市	根折字	
花田 幸美	玉城字	
野山 弘美	大城字	
皆吉 つるよ	皆川字	
重村 裕子	古里字	
武宮 良枝	内城字	
瀬川 兼代	瀬名字	
野村 竜一	永嶺字	
武 喜美栄	仁志字	
大江 民子	谷山字	
前田 照代	後蘭字	
逆瀬川 逸子	主任児童委員	
平 勝美	主任児童委員	

事務局名簿

氏 名	所 属	備考
村 山 稔	事務局長	
金城 いずみ	管理課長	
平 尚 人	地域福祉課長	
宮 内 淑 恵	居宅介護支援事業所管理者	
濱 田 ゆかり	訪問介護事業所管理者	
大 藪 潤一郎	通所介護事業所管理者	
沖 亘	認知症対応型通所介護事業所管理者	
池 源 太	地域活動支援センター指導員	
大 坪 幸 代	小規模多機能ホームぐすく管理者	
弘 野 太 介	障害者就労支援施設さねん管理者	
田 原 かおり	わどまり保育園園長	
福 島 早 苗	子ども療育センターのびのび管理者	
濱 崎 由美香	地域福祉課主査兼福祉活動専門員	
松 岡 香 織	地域福祉課主査	
山 下 静 香	地域福祉課主事	
村 山 直 美	地域福祉課職員	

3 計画策定の経緯

(1) 策定委員会

	期 日	議 題
第1回	令和 2年 6月 11日	○策定委員会設置 ○地域福祉計画概要説明（南俊美保健福祉課長） ○地域福祉活動計画について ◆計画策定の趣旨や期間，法的根拠等 ◆策定スケジュールの説明
第2回	令和 2年 9月 10日	○地域福祉活動計画について ◆策定スケジュール及び内容の変更
第3回	令和 3年 2月 10日	○地域福祉活動計画について ◆骨子案について
第4回	令和 3年 3月 24日	○地域福祉活動計画について ◆案の了承

(2) 理事会

	期 日	議 題
第1回	令和 2年 5月 27日	○地域福祉活動計画策定委員会設置要綱の決議
第2回	令和 3年 1月 29日	○地域福祉活動計画【骨子案】について
第3回	令和 3年 3月 17日	○地域福祉活動計画について ◆骨子案について ◆今後のスケジュールについて ◆評議員会の決議を理事会として了承することを承認

(3) 民生委員児童委員連絡協議会

	期 日	議 題
第1回	令和 3年 2月 9日	○地域福祉活動計画【骨子案】説明と協議

(4) ●事業所ヒアリングの実施

◆実施期間：令和2年11月～12月

◆内 容：地域福祉計画の内容に関して，それぞれの事業所が抱える課題や取り組んでいること，その取り組みについての目標についてのヒアリングを実施しています。

（※ヒアリング内容の詳細については，34，35ページに記載しています。）

●全体ミーティング（管理者）での協議

◆実 施 日：令和3年2月10日

◆内 容：地域福祉活動計画【骨子案】の説明
各事業所での取り組み等についての聞き取り

4 用 語 説 明

【ア行】

○ 赤い羽根共同募金委員会事業

地域福祉活動の推進を目的に、毎年10月から「赤い羽根共同募金運動」を実施し、市民の皆さまや企業などからあたたかい善意のご寄付をいただいております。皆さまからお寄せいただいた寄付金は、福祉を推進する関係施設・団体等の活動支援や学校等におけるボランティア活動など様々な分野に配分され活用されています。

○ 赤い羽根共同募金運動

毎年10月1日から翌年3月31日の間、主に各市町村の共同募金委員会（支会・分会）を経由して集落や学校、企業で募金を募ります。共同募金は都道府県ごとに行われ、都道府県を単位に社会福祉法人である共同募金会が組織されています。

○ アセスメント

情報収集のこと。

○ 大島地区社会福祉協議会災害時相互応援協定

大島地区の各社会福祉協議会間で、大規模な災害が発生した際に、被災地域社協と連携をとって応援職員の派遣及び備品や資材提供を行うことを目的に協定を結んでいます。

○ 沖永良部くらし・しごとサポートセンター

生活全般の困りごとの『なんでも』相談窓口です。住民誰もがその人らしく地域で安心して暮らすことができるよう、課題の解決に向けて一緒に考え、それぞれの状況に応じた生活改善の助言や、就労支援計画を作成し、継続的に支援していきます。

【カ行】

○ 介護予防教室

高齢者の閉じこもり・認知症予防等を目的に、家に閉じこもりがちな65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対して通所による各種サービスと交流の場を提供します。健康教室や軽体操・趣味活動などを行い、心と体のリフレッシュを図ります。

○ 介護予防拠点施設

高齢者の皆さんが介護状態にならないための運動や情報、知識が得られ、介護が必要となっても、住み慣れた地域において生活を継続することができるようにする施設です。

○ 鹿児島県共同募金会

たすけあいの精神を基調として、鹿児島県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図るために、共同募金事業を行うことを目的としている社会福祉法人です。

○ **鹿児島県社会福祉協議会（県社協）**

市町村を単位とする市町村社会福祉協議会及び都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会があり、鹿児島県では鹿児島県社会福祉協議会があります。

○ **かごしまおもいやりネットワーク事業**

鹿児島県社会福祉法人経営者協議会（県経営協）が県内の社会福祉法人や県・市町村社会福祉協議会、民生委員児童委員等と連携・協働し、地域のニーズをキャッチしながら、福祉的課題や生活課題を抱える地域住民等を対象に、それぞれのネットワークを活かしつつ、社会福祉法人の持つ機能・資源を地域で活かす取り組みです。

○ **高齢者元気度アップ・ポイント事業**

65歳以上の高齢者の健康づくりや社会参加活動に対して、地域商品券等に交換できるポイントを差し上げることにより、高齢者の方々の健康維持や介護予防、社会参加の促進を図る事業です。

○ **学習見守りサポーター**

放課後学習の場で、児童生徒の様子を見守る方です。

○ **家計改善支援事業**

家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計に関するアセスメントを行い、家計の状況を「見える化」し、家計再生の計画・家計に関する個別のプランを作成し、利用者の家計管理意欲を引き出す支援です。

○ **キャッシュフロー表**

現在の収支状況と今後の生活設計を基に、将来の収支状況を予想し、その結果増減する貯蓄高の推移を時系列にした表です。

○ **虐待**

繰り返しあるいは習慣的に、暴力をふるったり、冷酷・冷淡な接し方をすることです。具体的な内容は様々で、肉体的暴力をふるう、言葉による暴力をふるう（暴言・侮辱など）、いやがらせをする、無視をする、等の行為を繰り返すことをいいます。

○ **救急医療情報キット交付事業**

医療情報を入れた容器（キット）を自宅の冷蔵庫に保管し、万一の緊急事態に本人が病状を説明することができない場合でも、キットの情報を活用して適切で迅速な救急医療につなげます。

○ **くらし安心ネットワーク（連絡会）**

個人宅への訪問を業務とする事業所（新聞配達業者、郵便局、宅配業者 など）に協力事業所として登録していただき、訪問時、異変に気付いたときには、社協や関係機関へつないでいただく取り組みを行っている事業所。また情報共有を図る機会として、連絡会を開催しています。

○ 献血運動

日本赤十字社と協力して、全国各地で啓発活動が行われています。本運動を通じて、国民一人一人、特に若い世代に献血へのご理解とご協力を呼びかけます。献血は命を救う身近なボランティアです。ぜひ、献血のご協力をお願いいたします。

○ 権利擁護

自らの意思を表示することが困難な知的障害者、認知症高齢者等に代わって、援護者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいいます。

○ ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

○ コミュニティーワーカー

おもいやりネット事業の実施に当たり、各参加法人は、その設置する社会福祉施設等に配置している相談等を担う職員の中から、県経営協が必要とする研修を終了した者またはそれらに準じる研修を修了した者を当該施設長が相談員又はコミュニティーワーカーとして任命します。ただし、研修を修了した者を配置できない場合は、施設長が適当と判断される者を任命することができます。

【サ行】

○ 災害ボランティアセンター

主に災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織です。

○ 災害ボランティアセンター設置運用訓練

主な役割としては、被災地でのニーズの把握（家の片づけ、避難所運営の手伝いなど）、ボランティアの受け入れ（ボランティア活動を希望する人の受付、情報提供、必要なボランティアの人数などの調整、ボランティアバスの受け入れなど）、人数調整・資機材の貸し出し（活動のために道具が必要な場合、それらを準備して貸し出し）、活動の実施（ボランティアによる家屋や避難所などで活動支援）、報告・振り返り（活動の総括、その後の活動ための教訓・情報整理など）の役割について、設置・運用訓練を行います。

○ 祭壇貸付事業

ご自宅葬や法事等で使用する祭壇を、町社協が無償で貸し出しを行っています。

※祭壇等の取付・撤去・運搬については、ご家族等でお取り扱いをお願いしています。

○ 支え合い会議

支え合い推進員（民生委員・児童委員）を中心に各集落で実施する「見守り活動」について、区長や見守りサポーター・消防団・婦人会が参加して、対象者の選定や活動方法の検討、意見交換の場として開催する会議。年に2回実施しており、保健福祉課や地域包括支援センター職員も参加して、情報交換・共有し見守り活動の充実を図ります。

○ 歳末たすけあい街頭募金

12月1日から12月31日までの1カ月間、共同募金運動の一環として、新たな年を迎える時期に、支援を必要としている人々が安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得て様々な福祉活動を展開しているものです。

○ 児童・生徒のふれあいボランティア活動事業

ボランティア活動をしている人やこれからボランティアを始める人にボランティアカードを配布し、活動の実績に応じてポイントの発行（カードへの押印）をするというものです。

次代を担う子どもたちの、ボランティア活動を始める「きっかけづくり」や活動を継続させるための「定着」と「励み」としてこの制度を利用していただくことにより、ボランティア活動の更なる促進と社会福祉への理解や関心を高め“福祉の心”を育むとともに、心豊かな地域社会づくりにつなげることを目的としています。

○ 市民後見人

社会貢献への意欲が高い一般市民の方で、市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた方の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任された方のことです。

○ 社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的にしない民間組織です。1951年（昭和26年）に制定された社会福祉事業法（現在の社会福祉法）に基づき設置されています。社会福祉協議会は、地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加、協力のもと、地域の人びとが住み慣れた地域で安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指して様々な活動を行っています。

○ 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人です。

○ 社会福祉法人等連絡会

島内社会福祉法人等の福祉事業を実施する事業所代表者が集まり、福祉的課題等についての取り組みなどを協議する場です。

○ 社協機能

- ①住民ニーズ・福祉課題の明確化及び住民活動の推進機能
- ②公私社会福祉事業等の組織化・連絡調整機能
- ③福祉活動・事業の企画及び実施機能
- ④調査研究・開発機能
- ⑤計画策定、提言・改善運動機能
- ⑥広報・啓発機能
- ⑦福祉活動・事業の支援機能
- ⑧介護保険サービス事業所等の経営

○ 食生活改善グループ

健康生活について正しい知識と技術を学習し、自らが健康生活の実践者となりこの問題にとりくむ意欲的な主婦のグループです。

○ シルバー人材センター

一定地域に居住する定年退職者等を会員として、その希望に応じた臨時的、短期的な就業の機会を確保、提供することを目的に設立された公益財団法人。高齢者の能力を活かした地域社会づくりに貢献しています。

○ シニアはつらつ教室

70歳以上の元気高齢者を対象に、教材を活用した簡単な計算や音読を習慣化することで、脳の健康維持と認知症予防を行っています。週1回の教室は、お茶を飲みながらの団らんの場や教室運営を支援する学習サポーターとの様々な話題のやり取りで、笑い声のたえない、楽しく有意義な時間となっています。

○ 社会資源手帳

町内における公的なサービス以外に、それぞれの企業・事業所・商店が取り組む社会貢献活動（商品の配達や送迎サービスなど）を一つの社会資源として、地域住民へ周知し、ちょっとした困りごとへの解決する便利帳です。（令和3年3月現在、製作中）

○ 就労準備支援事業

一般就労に向けた準備が整っていない者を対象に、一般就 労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する事業です。

○ スクリーニング

ふるいにかけて条件に合うものを選び出すことで、介護・福祉の場合は社会福祉サービスを希望する人に対して一定の基準や要件から介護予防ケアマネジメントや介護予防サービスにつなげていくことやケアマネジメントの過程で、要援護者あるいはその家族からの相談や調査・聞き取りから単純な問題、複数の複雑な問題、緊急対応が必要な問題の3種に分類する場面などの意味として用いられています。

○ 生活困窮者自立支援法・生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）に基づき、生活に困りごとを抱えた方の自立支援策の強化を図ることを目的として、相談支援窓口を各区に設置し、対象となる方の自立までを包括的・継続的に支援します。

支援にあたっては、対象となる方を早期に把握し、個々の状況に応じて、他施策・他機関等の相談窓口へつなぐとともに、地域のネットワーク、関係機関等と連携し、その方が抱える課題が複雑化・困難化する前に自立できるよう、事業を実施します。

○ 生活支援・介護予防体制整備事業

医療や介護サービスだけでは解決しづらい暮らしの困りごとに応える「生活支援」（例：大きな家具の移動、お庭の手入れ等）や、高齢者が楽しく取り組める「介護予防」（例：

体操,脳トレ等)の充実を,行政サービスのみならず,地域住民をはじめ,民間企業やNPO,ボランティア,社会福祉法人,協同組合等の多様な団体が協力し合い,高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように,みんなで支え合う地域づくりをめざしています。

○ 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし,地域において,生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者をいいます。

○ 生活支援サービス事業「あぐネット」

住み慣れた地域で生活する上で,介護保険や各種公的サービス等では対応困難なちょっとした困りごと(草取り,窓ふき,住居等の掃除等)に対し,「生活支援サポーター」というボランティアの方々が支援する仕組みです。

○ 生活困窮者に対する食事提供の協力に関する協定

さまざまな事情により経済的な困窮状態に陥り,日々の食事の確保が困難なものに対し,生活困窮者自立支援法に基づく支援を行うことを目的に,社会福祉法人黒潮会指定介護老人福祉施設しらゆりの園と和泊町社会福祉協議会が協定を結び,対象者へ食事の提供を行います。

○ 生活福祉資金貸付事業

低所得者,高齢者,障害者などが,安定した生活を送れるよう,都道府県の社会福祉協議会が資金の貸付けと必要な相談や支援を行う制度で,市町村社協は,貸付に関する相談窓口となっています。

○ 生活保護制度

生活に困窮する方に対し,その困窮の手移動に応じ必要な保護を行い,健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに,自立を助長することを目的にしています。政府は,生活保護を申請したい方へ「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるので,躊躇わずにご相談ください。」と厚生労働省のホームページなどで呼びかけています。

○ 成年後見事業

事業の内容として,認知症,知的障害,精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない方に対し,和泊町社会福祉協議会等が法人として成年後見人等になって,その方の判断能力を補い,安心して日常生活ができるよう支援するものです。

○ 成年後見制度

認知症,知的障害,精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について,本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで,本人を法的に支援する制度。

○ 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）

第23条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

○ 赤十字奉仕団

「赤十字のボランティア活動を通じて地域社会に貢献したい」という思いを持った人びとによって市区町村ごとに組織されたボランティアグループ。

主に、高齢者支援活動や児童の健全育成活動、災害救護・防災活動、赤十字のPR活動などを行っています。和泊町では、地域女性連絡協議会会員が奉仕団として登録されています。

○ 青少年赤十字加盟校

「青少年が赤十字の精神に基づいて世界の平和と人類の福祉に貢献できるよう、日常生活の中で望ましい人格と精神を自ら形成すること」を目的として、学校（園）としての参加で、幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校の中につくられる赤十字で、町内6小中学校及びこども園、わどまり保育園が加盟校になっています。

○ 専門員

困りごとや悩みごとについて相談を受けます。そしてご本人の希望をもとに適切な支援計画をつくり、契約までサポートします。サービスの利用を始めてからも、支援計画を変えたい場合や心配な点があればいつでも相談にうかがいます

【夕行】

○ 地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

○ 地域支援活性化事業

総合相談窓口を設置し、相談窓口を一本化することで、必要に応じて関係機関へつなぐなど、円滑な課題解決ができるよう支援する事業です。

また、相談については24時間電話対応しています。

○ 地域包括支援体制の確立

地域に生活する高齢者の住まい・医療・介護予防・生活支援を一体的に推進している「地域包括ケアシステム」を、高齢者だけでなく障害のある人や子育て家庭、生活困窮者など、支援を必要とするすべての人がその人にあった支援を切れ目なく包括的かつ継続的に受けることができ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる仕組みとして広げていくことで、すべての人が世代や背景を問わず、安心して暮らし続けられることをいいます。

○ 地域包括支援センター

保健師，主任介護支援専門員，社会福祉士等を置き，介護予防マネジメント，総合相談・支援，権利擁護事業，包括的・継続的ケアマネジメント及び介護予防支援事業を業務として介護保険法に規定された機関です。設置責任者は市町村。

【ナ行】

○ 日赤社員増強運動

毎年創立の月にあたる5月を中心に「赤十字運動月間」とし，この月間を中心に全国の皆様に社員に加入していただくための「赤十字社員増強運動」を行います。社員は日本赤十字社の基礎をなすものです。従って社員の増減はそのまま社業の消長に直結するものです。

○ 日本赤十字社鹿児島県支部

紛争・災害・病気などで苦しむ人を救うためあらゆる支援をしています。

○ 日赤和泊町分区事業

赤十字が行う災害救護活動や血液事業，国際支援活動，人材育成事業等の財源となる会費募集を区長会のご協力を得て，毎年5月の赤十字月間に実施しております。また，災害時等の備えとして炊き出し訓練や幼児救急法等の様々な研修会も日赤鹿児島支部のご協力を得て開催しています。

○ 任意後見制度

任意後見制度は本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に，将来自己の判断能力が不十分になったときの後見事務の内容と後見する人（任意後見人といいます）を，自ら事前の契約によって決めておく制度です（公正証書を作成します）。

○ 認知症サポーター養成講座

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し，認知症サポーターを養成する市町村や社会福祉協議会が開いている講座です。養成講座の講師役の人をキャラバンメイトといいます。受講者には認知症を支援する目印としてオレンジリングが交付されます。

○ 抜け漏れのない支援実施事業

救急医療情報キット交付事業を活用し，対象者宅を訪問しながら，相談援助として，困りごとや各種サービスについての情報提供を行うなどの支援を実施する事業です。

【ハ行】

○ 伴走型支援

社会復帰や生活再建を目指す人に対して，支援者が一対一で支援を行うこと。

- 「福祉の心」づくり

さまざまなボランティア活動や、高齢者施設等で実施する福祉体験学習の推進、また和泊町共同募金会が実施する各募金活動への協力、日赤和泊町分区が開催する奉仕団研修会等を通して、福祉について学ぶ機会を提供し、福祉についての関心を高めていただきます。
- 福祉人材バンク

集落において、介護や看護その他さまざまな資格等を保持している方を把握し、災害時や緊急時の対応、地域の中で専門的な知識を必要とする場合に、地域の中で補えることを目的とする取り組みです。
- 福祉機器リサイクル事業

民間企業・団体や個人からご寄贈いただいた福祉機器（車イス、杖、ポータブルトイレなど）を整備して、町社協が無償で貸し出しを行っています。
- 福祉サービス利用支援事業

認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、印鑑や証書などを預かり、安心して生活を送るために支援する事業です。
- ふれあいいきいきサロン

一人暮らしや家の中で暮らしがちな高齢者などが、地域住民と一緒に自宅から歩いて行ける場所に集い、おしゃべり、レクリエーション、趣味、体操などを「気軽に」「無理なく」「楽しく」活動し、和気あいあいとした時間を過ごす場所です。
- 法人後見事務

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人（以下、「成年後見人等」といいます。）になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことを言います。一般的に、法人後見では、法人の職員が法人を代理して成年後見制度に基づく後見事務を行います。
- 法外援護資金貸付事業

法的援護を受けることが困難で、しかも緊急に援護を必要とする低所得世帯に対し、必要な資金の貸付をおこなうことにより、その世帯の当座の生活の安定を図ることを目的としたものです。
- 訪問支援（アウトリーチ）

積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること
- ボランティア協力校

ボランティア活動の普及啓発に協力することを目的に登録している小中学校。町内6小中学校全てボランティア協力校として登録されています。

○ ボランティアスクール

手話教室や老人疑似体験，視覚障害者疑似体験，その他，車いすや認知症サポーター養成講座，高齢者や障害者との交流などの体験等を通して福祉にふれ，理解していただく機会として開催。（主に小中学校の児童生徒を対象）

○ ボランティアセンター

地域住民の福祉やボランティアに関する情報提供や参加の促進といったさまざまな支援を行うところです。よりよい地域社会を作るためのボランティア活動の拠点となっています。

ボランティアに関する相談，登録，紹介，連絡調整，情報収集・提供，ボランティア保険の受付，災害時のボランティア活動支援などを行っています。

【マ行】

○ 見守りサポーター

地域の民生委員・児童委員（支え合い推進員）を中心に，要援護者（独居高齢者，高齢者世帯，障害者世帯，その他地域で気になる方々）を対象に，安否確認を行うなどの見守り活動を担う方々です。

○ 民生委員・児童委員

民生委員は，民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。社会福祉の増進のために，地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。また，委員は，児童福祉法によって「児童委員」を兼ねており，妊娠中の心配ごとなどの相談や支援を行います。また，一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。和泊町には，民生委員・児童委員が23名，主任児童委員が2名います。

○ 民生委員児童委員協議会

すべての民生委員・児童委員，また主任児童委員は，市町村の一定区域ごとに設置される民生委員児童委員協議会に所属し活動しています。和泊町の場合は，町全体を一区域に定め，毎月定例会の開催や情報交換がなされています。

○ 無料職業紹介事業者

職業安定法に基づき，厚生労働大臣の許可を受けて，求人及び求職の申し込みを受け，求人者と求職者との間における雇用関係の成立が円滑に行われるように第三者として，無料で支援する事業です。

【ラ行】

○ 利用支援員

契約内容にそって，福祉サービス利用者の方々を定期的に訪問します。福祉サービスの利用手続きや預金の出し入れをサポートします。

【ワ行】

○ 和泊町生活困窮者自立支援事業連絡会義

沖永良部暮らし・しごとサポートセンターの業務執行状況や個別支援情報に関する情報の共有化や支援策の検討を、関係機関（沖永良部事務所総務福祉課、役場関係課など）と行うための連絡会議です。



～ 社会福祉協議会シンボルマーク ～

社会福祉及び社協の「社」を図案化
「手を取り合って明るい、幸せな社会を建設する姿」を表現しています。
(昭和47年6月 全国社会福祉協議会 制定)

和泊町地域福祉活動計画

発行年月日 2021年(令和3年)3月

発行 社会福祉法人和泊町社会福祉協議会

編集 地域福祉課

〒891-9112 鹿児島県大島郡和泊町和泊 39 番地 3

電話(代表) 0997-92-2299 FAX0997-81-4114

電話(直通) 0997-92-0877 FAX0997-92-3545

Mail : wa-syakyo@po4.synapse.ne.jp

URL : <http://www.wasyakyo.jimdo.com>